

第43回 静岡県地方港湾審議会

議案

議案	港湾	項目	箇所	概要
第1号		港湾計画 軽易な変更	新興津地区	小型船溜まり計画の変更 土地利用計画の変更
			三保地区	水域施設の新規追加 臨港交通施設の新規追加
第2号	清水港	臨港地区内の 分区の変更 【重要事項】	折戸地区	変更： 工業港区 ⇒ マリーナ港区
第3号		構築物の 建設許可 【重要事項】	袖師地区	臨港地区内（工業港区）における 「次世代型エネルギー供給プラットフォーム」 の建設に伴う知事の特認許可
第4号	田子の 浦港	臨港地区の編入 ・分区の指定 【重要事項】	依田橋地区	新規指定：商港区 (埠頭用地の埋立)

清水港 港湾計画（軽易な変更）について

1 諮問事項

- (1) 新興津地区において、漁業者や海上バス事業者からの要請及び船舶の大型化に対応するため、小型船だまり計画を変更する。また、港における賑わい空間を創出するため、土地造成及び土地利用計画を変更する。
- (2) 三保地区において、小型棧橋の利便性向上及び船舶の大型化に対応するため、水域施設を計画する。また、港湾と背後地域とのアクセス性の向上を図るため、臨港交通施設を計画する。



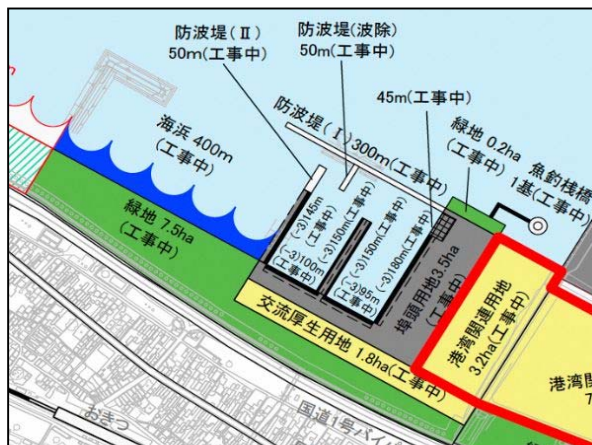
港湾計画図(既定計画)

2 港湾施設の規模及び配置

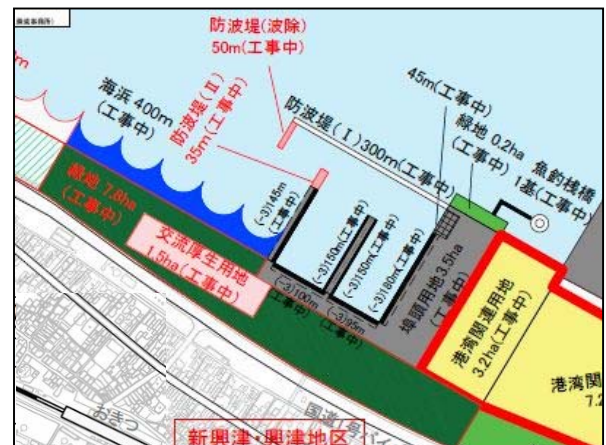
(1) 小型船だまり計画

新興津地区において、漁業者や海上バス事業者からの要請及び船舶の大型化に対応するため、以下の施設について計画を変更する。

- ・ 防波堤 延長 335 m (工事中) [既定計画の変更計画]
- ・ 防波堤 (波除) 延長 50 m (工事中) [既定計画の変更計画]



港湾計画図(既定計画)



港湾計画図(今回計画案)

(2) 水域施設計画

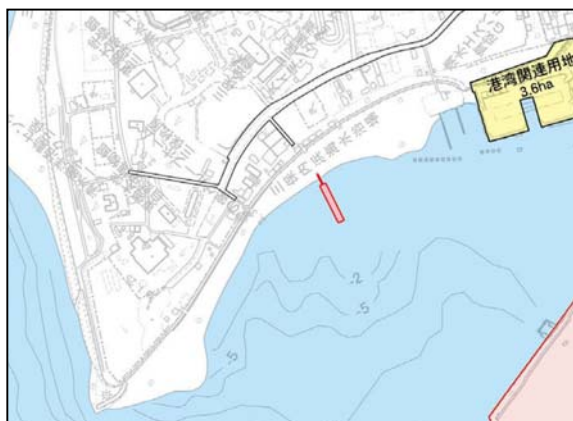
三保地区における小型棧橋の利便性向上及び船舶の大型化に対応するため、泊地、航路・泊地を次のとおり計画する。

- ・泊地 水深3.0m 面積1ha [新規計画]
- ・航路・泊地 水深3.0m 面積1ha [新規計画]

(3) 臨港交通施設計画

三保地区において、港湾の交通の円滑化を図り、港湾と背後地域とのアクセス性を向上させるため、臨港交通施設を次のとおり計画する。

- ・道路 臨港道路三保内浜線[新規計画] 1車線



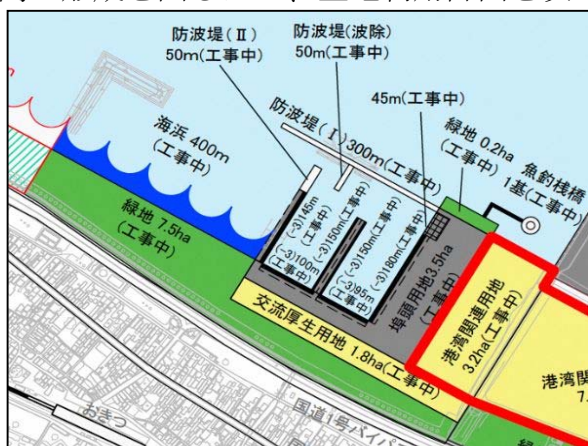
港湾計画図(既定計画)



港湾計画図(今回計画案)

3 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地利用計画を次のとおり計画する。



港湾計画図(既定計画)



港湾計画図(今回計画案)

(単位:ha)

用途 地区名	埠頭 用地	頭地	港 関 用	湾 連 地	交 厚 用	流 生 地	工 用 地	業 地	都 機 用	市 能 地	交 機 用	通 能 地	危 険 物 取 扱 施 設 用 地	緑 地	廃 棄 物 処 理 施 設 用 地	海 外 用 地	面 分 地	公 用	共 地	合 計
新興津・興津	(56) 56		(42) 42		(2) 2						(8) 8			(19) 19						(126) 126
三保	(1) 1		(4) 4			(5) 5					(1) 1									(9) 9

注1:()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2:端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とにならない。

注3:今回の変更に係る地区のみ記述した。

清水港 折戸地区 臨港地区内の分区の変更について

1 諮問事項

清水港折戸地区は、令和3年3月の清水港港湾計画改訂時、港内の海上交通網の充実やクルージング需要の増大、海洋レクリエーション等に対応するため、小型栈橋を位置付け、土地利用計画において、工業用地から交流厚生用地に変更した。

今回は、改訂した港湾計画の土地利用計画にあわせ、臨港地区内の分区を工業港区からマリーナ港区へ、変更するものである。



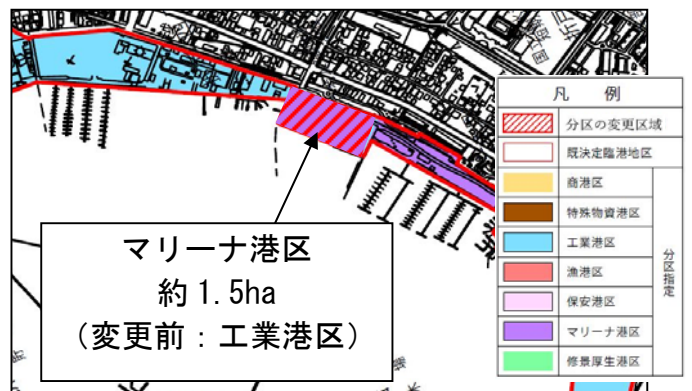
将来イメージ図

2 分区の変更内容

- (1) 指定の面積 約 1.5ha
- (2) 指定の理由 R3.3 港湾計画改訂時にあわせ、分区を変更する。
- (3) 指定の種類 マリーナ港区 (変更前：工業港区)



港湾計画図 (既定)



分区の指定 (変更案)

※参考

マリーナ港区：スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶の利便に供することを目的とする区域。

清水港 袖師地区 臨港地区内における構築物の建設許可について

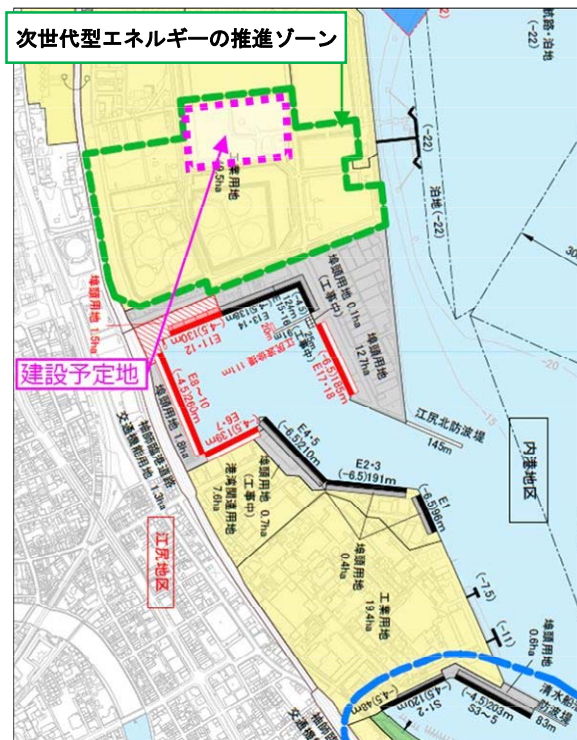
1 諮問事項

令和 4 年 8 月 ENEOS(株)は、清水港袖師地区の自社所有である清水製油所跡地を中心に「次世代型エネルギー供給プラットフォーム」を構築すると公表。令和 6 年 4 月の周辺施設への電力供給開始などを目指している。

今回、ENEOS(株)から関連する構築物の建設について許可申請があった。現在の工業港区では、これらの構築物を設置できないが、公益上の観点等から条例第 48 号「静岡県の管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例」第 3 条に基づき、知事の許可を行うものである。

2 許可申請内容

事業者	ENEOS 株式会社
名称	次世代型エネルギー供給プラットフォーム
主要導入設備	太陽光発電設備 約 3,000kW 大型蓄電池 約 7,700kWh 自営線、電気室 (EMS: エネルギーマネジメントシステム) 水電解型水素ステーション
敷地面積	約 42,000 m ²



港湾計画図(既定)



位置図(清水区袖師地区)

3 許可の可否検討

次の理由により本事業は、公益上の必要性が高く、港湾管理者である県としても協力すべきものと判断し、許可したいと考える。

(1) 公益上の観点（構築物の建設の必要性や合理的な理由）

- ・ENEOS(株)の計画は、国の政策である再生可能エネルギー振興や、本県が目指す「2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ」「清水港CNP形成」の実現に寄与するものであり、災害時のレジリエンス強化に資するもので、地域の防災・減災にも貢献する。

(2) その他特別の事情（現状の港湾管理上、支障がないこと）

- ・事業予定地は、民間の埋立地であり、事業対象地が特定されている。
- ・臨港道路等により、周辺の物流施設と分離されている。

(3) その他特別の事情（今後の港湾の計画上、支障がないこと）

- ・事業予定地は、令和3年3月清水港港湾計画の改訂において、次世代型エネルギーの推進ゾーンに位置付けられており、港湾施設の整備及び土地造成はないため、支障はない。

※参考

- 静岡県の管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例（条例48号抜粋）

（禁止構築物）

第3条 法第40条第1項に規定する条例で定める構築物は、別表の左欄に掲げる分区の区域内においては、それぞれ同表の右欄に掲げる構築物以外のものとする。ただし、知事が公益上その他特別の事情によりやむを得ないと認めて許可したものは、この限りでない。

別表（第3条関係）

分区	構築物
工業港区	(1) 法第2条第5項第2号から第6号まで、第8号から第10号の2まで及び第12号に掲げる港湾施設 (2) 原料又は製品の一部の輸送を海上運送又は港湾運送に依存する製造事業又はその関連事業を営む工場及びその附帯施設 (3) 海洋に関する研究施設 (4) (2)及び(3)に掲げる施設において行う業務に従事する者のための休泊所、診療所その他の福利厚生施設 (5) 官公署の施設 (6) 物品販売業を営む店舗及び飲食店で知事の許可を受けたもの

<第4号議案>

田子の浦港 依田橋地区 臨港地区への編入及び分区の指定について

1 諮問事項

田子の浦港依田橋地区は、港湾計画に基づき、埠頭用地の整備を進めている。
今回は、埋立完了にあわせて、臨港地区への編入及び分区(商港区)を指定するものである。



港湾計画図 (既定)



臨港地区編入及び分区の指定箇所案

2 臨港地区への編入及び分区の指定内容

- (1) 編入及び分区指定面積 約 2.2ha
- (2) 分区指定の種類 商港区 (新規)
- (3) 編入及び分区指定理由 土地の造成
- (4) 港湾計画上の位置づけ 埠頭用地

※参考

臨港地区 : 「港湾の管理運営を円滑に行うため、港湾区域と一体として機能すべき陸域であり、都市計画法の規定により臨港地区として定められた地区又は港湾法第38条の規定により港湾管理者が定めた地区」である。

商港区 : 旅客又は一般の貨物を取り扱わせることを目的とする区域。